

建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則等
の一部を改正する省令案の概要

1 内容

- (1) 実施計画の認定を受けることができる事業主団体の範囲について、次のいずれかに該当するものであって、直接又は間接の構成員（以下「構成員」という。）の数が30以上であり、かつ、その8割以上が建設業の許可を受けている建設事業を主たる事業とする事業主であるものとする。
- ① 公益法人
 - ② 事業協同組合又は協同組合連合会であって、次のいずれにも該当するもの
 - イ 建設事業に関する事業（建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進に関するものに限る。）を行っていること。
 - ロ 専任の職員を置く等適当な事務組織を設けていること。
 - ハ 当該団体が建設業法の建設業者団体（公益法人に限る。以下同じ。）の構成員であること又は当該団体の構成員の三分の2以上が一の建設業者団体の構成員であること。
 - ニ 設立の日以後の期間が5年以上であること。
 - ③ ①の支部
- (2) 実施計画の認定の申請、建設業務有料職業紹介事業の許可の申請、建設業務労働者就業機会確保事業の許可の申請の手続等を定める。
- ※ 建設業務有料職業紹介事業について、求職者からの手数料は徴収しないこととする。
- ※ 建設業務労働者就業機会確保事業について、送出事業主が自己の雇用する労働者を送出労働者とする時に必要な同意は書面により行うこととする。

2 施行期日

平成17年10月1日とする。